

ポストコロナの社会思想と税制

2021年6月7日 東京財団政策研究所研究シンポジウム

東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹

ポストコロナの社会思想と課題

1) 政府の役割への「期待」と「ポピュリズム」

パンデミックは、個人・事業者も、既存のセーフティーネットでは対応しきれないリスク。
市場原理主義の後退、

➡政府に「新たなセーフティーネット」の期待。2つのポピュリズム「ベーシックインカム」と「MMT」
(財源なき) 大きな政府、バイデン「米国救済計画」(1.8兆ドル)、「米国雇用計画」(2.3兆ドル)、
「米国家族計画」(1.8兆ドル)

➡大規模財政政策をもたらすインフレ懸念と財政赤字の拡大

2) 世界的に拡大する「格差」「分断」

能力主義・エリートへの懐疑・反発、共同体主義（サンデル）「実力も運のうち」

➡資産・所得格差是正のための税制改革

バイデン大統領は、超富裕層に対する金融所得への課税強化、
背景には勤労所得と金融・資本所得の課税のあり方(二元的所得税)の見直し
欧州では国際的資産課税（ピケティなど）

➡中間層の再構築 米国バイデン大統領は「給付付き税額控除」（税と社会保障の一体化）の強化

3) デジタル経済・データ資本主義の加速と監視資本主義への懸念

➡デジタル改革法の成立、デジタル庁の設立、マイナンバーの機能拡充、プッシュ型給付・
サービス、プラットフォーマーの責任強化。監視資本主義への懸念・個人情報保護の強化

MMTの問題点

「通貨主権のある限り国債発行してもインフレは生じない。」

規律なく国債発行(財政赤字)を続ければ、国家の信用は落ち、通貨主権は低下していく。そうなればインフレに向けて一直線。金利が成長率を越えれば財政赤字は発散する。

「インフレが起きそうになれば増税か歳出削減すればよい。事前にビルトインスタビライザーとして導入すればよい。」

どのように増税・財政削減をあらかじめ仕組むのか。増税・歳出削減による所得分配の問題が生じる。日本の地価税は、バブルが崩壊してから92年4月導入された。

「誰かの負債は必ず誰かの資産。国債の増発をすれば、それに見合っ国民の資産は増加する。政府はいくらでも通貨発行により財政支出できる。必要な経済均衡を目指すべき。」

財政の機能・役割は経済政策だけでなく「国民の生活・命を守る」こと。財政制約がなくなればだれがどのような優先順位で財政支出を決めるのか。かつて2000年代の初めのように、無駄な公共事業やポピュリズム的な医療の無料化などが進んでいく。ミクロレベルでは国債保有者とそれ以外に分かれ所得分配の不公平が拡大する。

新たなセーフティネットと課題ー「迅速」で「公平」な給付

- 今回のコロナ給付では、特別定額給付金や持続化給付金などにおいて、「迅速」で「公平」な給付が問題となった。欧米では、申請後2-3週間、プッシュ型の給付も行われた。

1) 「迅速」な給付のためには

「事業者や勤労者の収入・所得情報を迅速に把握するインフラ・情報連携制度」

2024年度からの消費税インボイスの活用 (e-VATインボイス)

参考になるのは英国などのリアルタイム情報制度制度、プラットフォームの役割

2) 「公平」な給付の実現のためには

「正確な収入・所得情報を給付に結びつける制度の構築」

参考になるのは欧米の給付付き税額控除、とりわけバイデンの勤労税額控除と児童税額控除

3) 制度を実施するための社会インフラとしての「マイナンバー制度」の活用

個人・政府・民間事業者をつなぐマイナポータルの活用。ギグ・エコノミーの拡大とプラットフォームの役割の見直しによるデジタル・セーフティネットの構築。 5月に成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の活用。



デジタル・セーフティネットの構築の必要性

アメリカ家族プランの概要(2021年5月予算案)

	分類	項目	億ドル (10年)
歳出	子育て支援	チャイルドケア、子育て・介護有給休暇	4,500
		幼児教育無償化。給食、教員の質向上ほか	2,209
		児童税額控除（CTC）の拡張・恒久化(税)	5,532
	低所得者	勤労税額控除の恒久化（税）	1,052
		オバマケア保険料控除恒久化(税)	1,630
	高等教育	短大無償化、給付型奨学金他	2,721
	タックス ギャップ	IRS執行予算の増額	776
		合計	18,420
歳入	富裕層課税	金融所得課税：キャピタルゲイン(100万ドル)、 相続財産の時価課税(50万ドル)、3.8%純投資所得 税の徹底(40万ドル)	5,603
		最高税率引上げ（50万ドル）	1,319
	その他	等価交換課税繰延の廃止、損失控除の制限など	623
	タックス ギャップ	IRS執行強化、情報義務整備による税収増	7,883
		合計	15,428

歳出のうち「(税)」表示の項目は還付つき税額控除を示す

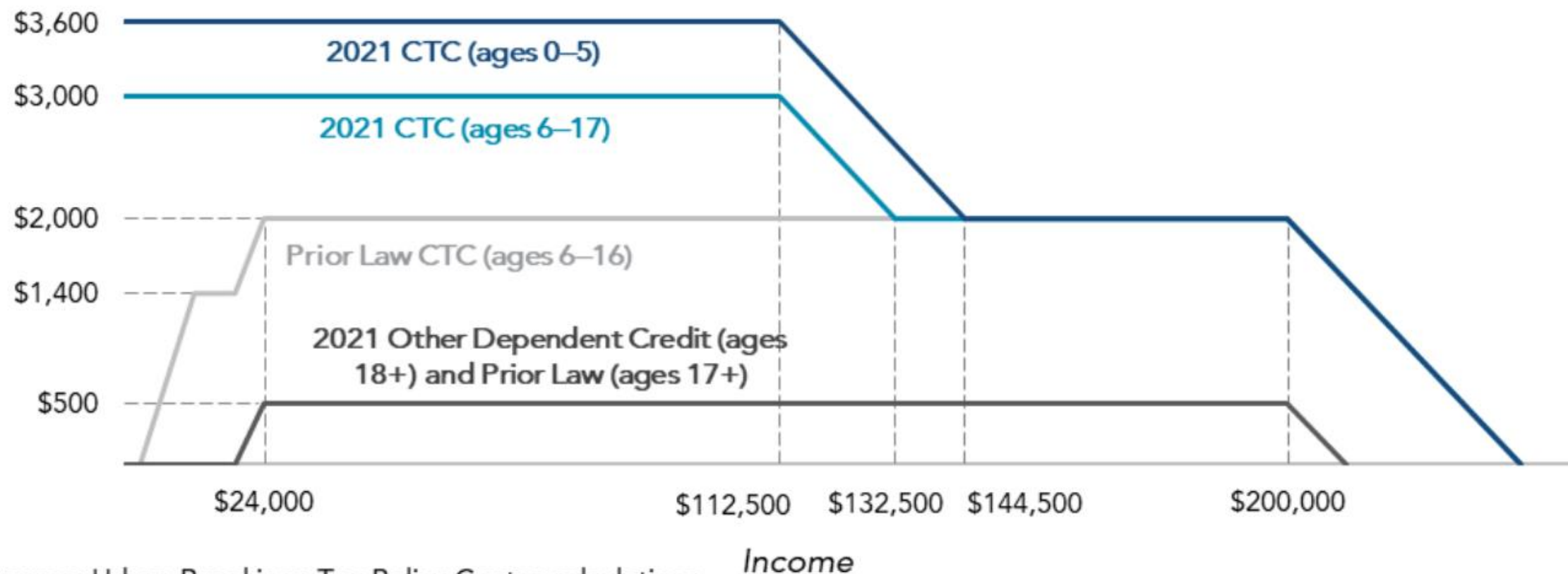
FIGURE 1

バイデン大統領の児童税額控除



American Rescue Plan Act Expands 2021 Child Tax Credit

Credit



Source: Urban-Brookings Tax Policy Center calculations.

Note: CTC = Child Tax Credit. Proposal makes credit fully refundable; prior law limited the refundable portion to \$1,400. Illustration assumes all income comes from earnings, taxpayer is head of household, and child meets all tests to be a CTC-qualifying dependent. Credit for married couples begins first phase out at \$150,000 of income until credit reaches pre-2021 level; begins second phase out at \$400,000 of income. Under prior law, credit for other dependents applied to dependents ages 17 and up.

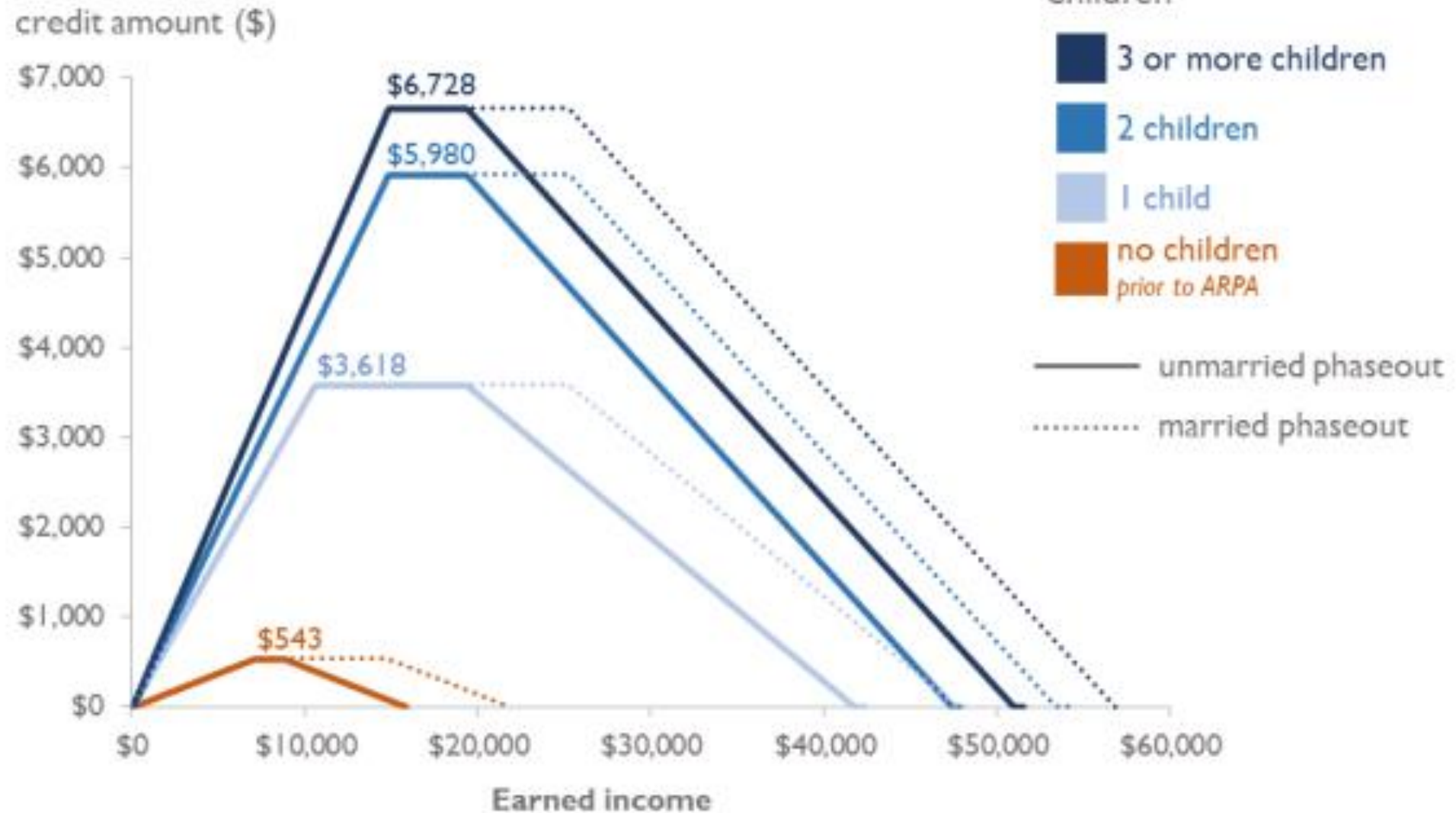
"Childless" EITC Amount by Income for 2021

Prior Law and American Rescue Plan Act of 2021 (ARPA; P.L. 117-2)



Source: CRS calculations based on IRC §32, IRS Revenue Procedure 20-45, and P.L. 117-2.

EITC Amount by Income for 2021



Source: CRS calculations based on IRC §32 and IRS Revenue Procedure 20-45.

給付付き税額控除はベーシックインカム（BI）とは異なる

BIは

- 1、 国家が、無条件に（勤労や所得・資産の多寡にかかわらず）
- 2、 すべての国民を対象に
- 3、 最低限の生活を保障するため
- 4、 定期的・安定的で予測可能性のある形で、現金給付（バウチャーや現物給付ではないこと）を行う。
- 5、 右派は「小さな政府」から、左派は「大きな政府」から、シリコンバレーは「ロボット対策」として導入を主張。

いまだ導入国はなし。実証実験の結果も、ポジティブな評価はない。

給付付き税額控除は

- 1、 所得制限がある（高所得者には給付せず）
 - 2、 勤労税額控除は、勤労が条件
 - 3、 米国では税務申告による減税・還付、欧州では申請による給付
- なによりも、現実に欧米で導入され、実績のある政策。**

わが国における給付付き税額控除の議論

- 給付付き税額控除(税と社会保障を結び付けて国民のセーフティーネットを構築する)の議論が最初に行われたのは麻生政権時。
- **07年11月の税制調査会答申**「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」には「給付付き税額控除の議論について」以下の記述がある。
- 「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。・・・若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。・・・国民の安心を支えるため・・・議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を上げ、今後「議論が進められていく必要がある」。
- **09年の所得税改正法附則 第104条**に、給付付き税額控除の検討が書きこまれた。
- 直後に民主党に政権交代、「政権交代マニフェスト」に給付付き税額控除の導入を明記。
- **社会保障・税一体改革法に、消費税の逆進性対策として明記。**
- 課題は「正確な所得の把握」、2016年に番号が導入され条件は整った。
- 今回番号法を手直しし、緊急的な給付については、番号の活用が可能になる法律改正をして、デジタル社会におけるセーフティーネットの構築を行う必要がある。

⇒この間東京財団政策研究所は、累次の提言を行った。

2008年4月「税と社会保障の一体改革の研究―給付付き税額控除の導入」

2017年11月「ICTの7活用と税・社会保障改革」

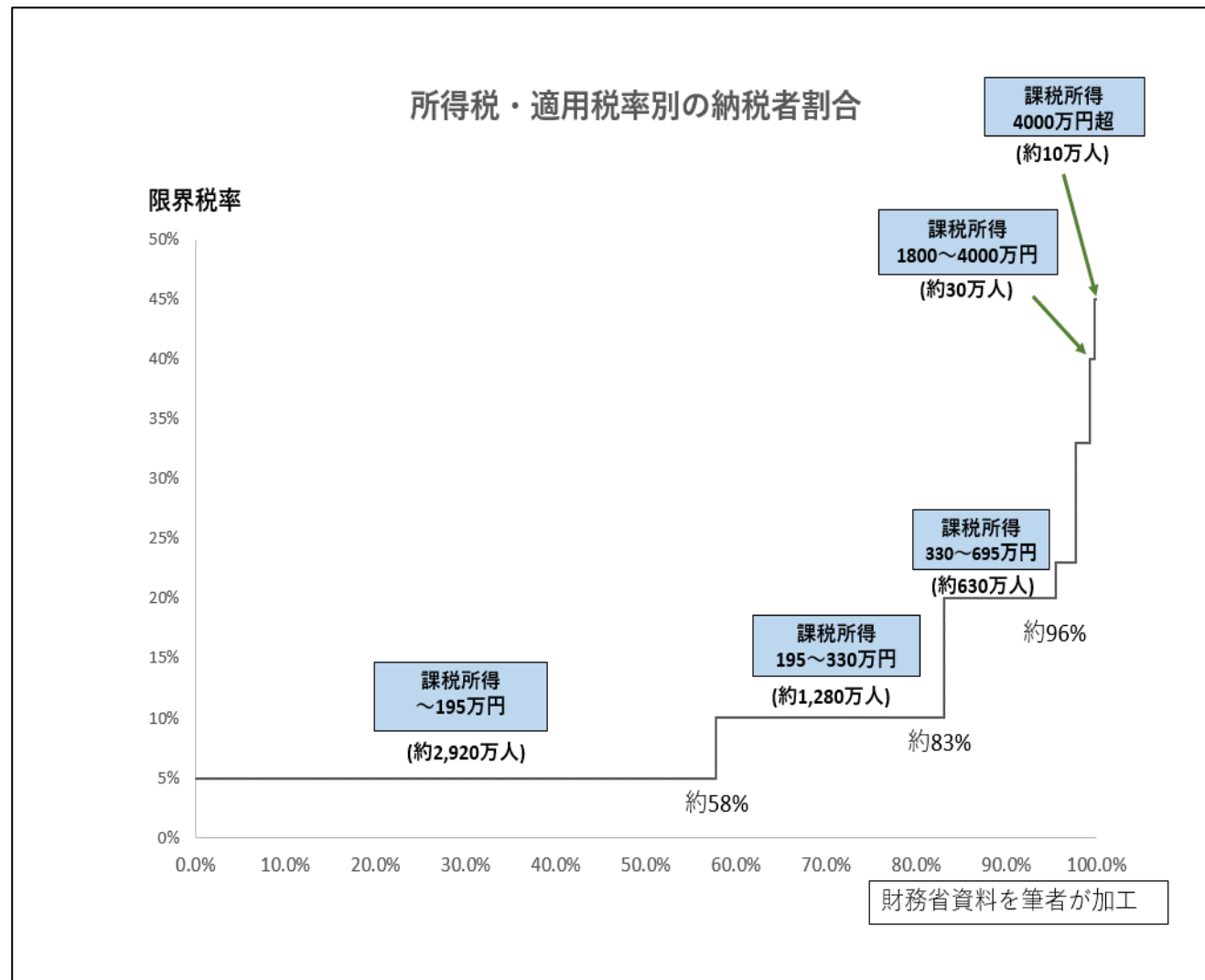
2019年9月「働き方改革と税・社会保障のあり方」

マイナンバー法（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律）の改正

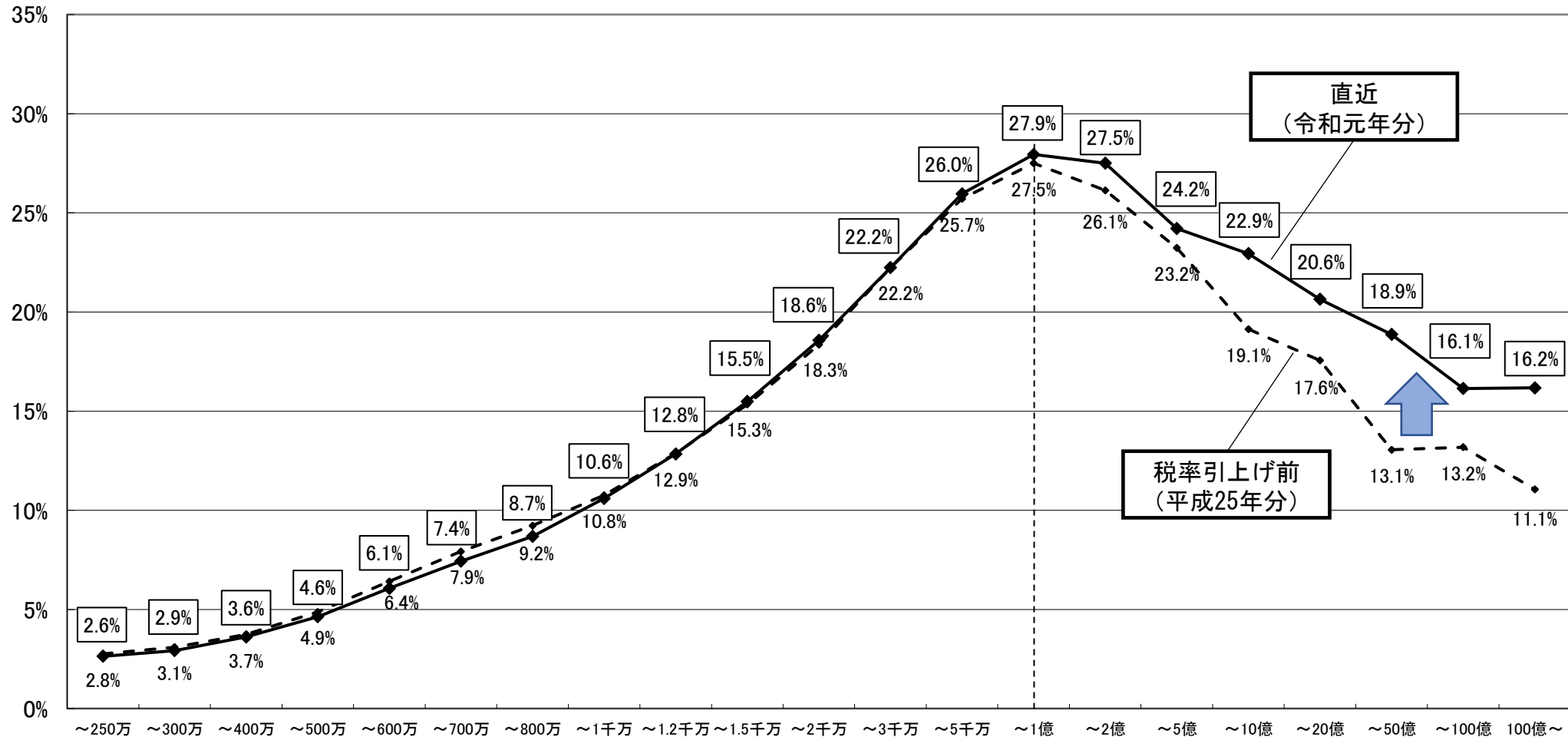
- 法律の成立により以下の3つが可能になった。
 - 1) 公的給付支給等口座の登録
 - 2) 行政機関等への口座情報の提供
 - 3) 特定公的給付（経済事情の急激な変動による影響を緩和するための支給）について、迅速かつ確実な実施のためマイナンバーを利用し管理すること
- 住民税非課税世帯への子育て支援として1人当たり5万円の給付は、「申請手続きをしなくてもマイナンバーを活用したプッシュ型で行う」（平井大臣）
- さらに、困窮世帯向けの「新型コロナ生活困窮者自立支援金」（仮称）の検討。預貯金が100万円以下、3人世帯で月収24.1万円以下などの世帯に3カ月で最大30万円を支給。

「まず一律給付・事後に申告で清算」は非現実的

事後精算方式」や「所得連動型現金給付」を唱える識者がいる。しかしわが国総人口**1億2千万人**のうち納税している者は**5000万人**程度で、さらに右図のように、その納税者の**8割強**の適用税率（所得税）は**10%以下**である。申告して**40%**の税率で課税される者は、わずか**40万人**程度。このような所得税の負担構造から見ると、事後的に「取り返す」ことができる金額は極めて少額になり、「事後清算」とはならない。つまり国民全員給付と同じ程度の財源の無駄を生じさせてしまう。ただし、事業者が対象の持続化給付金については申告が原則であり、対応が可能であろう。



- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

金融所得課税の見直し

- わが国でも高所得者により多く帰属する金融所得の課税の見直しが長年課題に上ってきた。現在所得税15%（住民税5%と合わせて20%）の分離課税となっている金融所得税制が所得税の所得再分配機能を弱めており、格差是正の見地から、政府税調でも見直し議論がでたが、安倍政権の下では株式市場への悪影響を懸念して見直しは進まなかった。
- 所得再分配機能の強化のためにはその見直しは急務。見直しに当たっては一律に税率を引き上げるのではなく、より精緻に考えていく必要。
- 合計所得1000万円の者の実効税率は10.6%で、金融所得の税率15%を上回る負担。申告所得の実効税率が15%になるのは1500万円超から。
- そこで、1) 一定以上の金融所得(例えば100万円)について税率を引き上げる（例えば30%）、2) 申告所得が1500万円超の者の税率を引き上げ2段階にする、ことが考えられる。
- 源泉分離課税となっている利子所得はすぐには対応できないが、配当と株式譲渡益は特定口座で番号付きで把握、名寄せができるので実行可能。前者の方法が簡素であろう。
- その先には総合課税という選択肢、そのためには預貯金口座へのマイナンバーの付番が条件となり、これには時間がかかる。

マイナポータルを活用したデジタル・セーフティーネット（イメージ図）

